

国 有 財 産 売 払 公 示 書

下記により国有財産の一般競争入札による売払いを行います。

記

1 物件の名称並びに所在及び地番

- (1) 名 称 旧九州農政局長崎農政事務所庁舎
 (2) 所在及び地番 長崎県長崎市興善町5番2 (住居表示：興善町5番3号)

2 売払物件

区 分	種 目	構 造 等	数 量 ^{m²}	端 数 ^{m²}	備 考
土 地	宅 地		1734 ^{m²}	0.76 ^{m²}	
建 物	事 務 所 建	鉄筋コンクリート造地 下1階付4階建	建 379 ^{m²} 延 1307 ^{m²}	0.85 ^{m²} 0.46 ^{m²}	
	事 務 所 建	鉄骨造 2階建	建 41 ^{m²} 延 82 ^{m²}	0.06 ^{m²} 0.12 ^{m²}	
	事 務 所 建	鉄筋コンクリート造 2階建	建 171 ^{m²} 延 342 ^{m²}	なし	
	雑 屋 建 (車 庫)	ブロック造 平屋建	建 42 ^{m²} 延 42 ^{m²}	0.66 ^{m²} 0.66 ^{m²}	
	雑 屋 建 (車 庫)	ブロック造 平屋建	建 24 ^{m²} 延 24 ^{m²}	なし	
		計		建 657 ^{m²} 延 1797 ^{m²}	1.57 ^{m²} 1.24 ^{m²}
工 作 物	木造門外一式		—		

3 競争参加者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者被保佐人又は被補助人であって、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること
- (3) 国有財産法第16条の規定に抵触しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に該当しない者及び警察当局から排除要請がない者であること。

4 入札要領及び契約条項を示す場所及び入札場所

(1) 入札要領及び契約条項を示す場所

九州農政局長崎農政事務所総務課

なお、所在地等はこの公示書の12をご覧ください。

(2) 入札場所

長崎地方合同庁舎6階会議室

電話（代表）095-845-7121（内線）317

5 入札参加申込み、入札及び開札の日時及び場所

(1) 国有財産売却一般競争入札参加申込書の提出期限及び場所

① 提出期限 平成20年6月19日（木）17時まで

② 提出場所 九州農政局長崎農政事務所総務課

(2) 入札及び開札の日時

① 受付 平成20年6月26日（木）9時30分から10時30分まで

② 入札 平成20年6月26日（木）11時00分から

③ 開札 入札締切後、直ちに入札場所で開札します。

6 入札の無効

競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する各条件に違反した入札は無効とします。

7 入札保証金

入札者は、各自の入札金額の100分の5以上に相当する金額の入札保証金を銀行振出小切手（預金小切手・預手）により入札開始前に納入してください。

この入札保証金を返還する場合は利息を付しません。

8 売払いの条件

(1) 公序良俗に反する使用等の禁止

落札者は、売買契約締結の日から10年間は、暴力団員による不当な行為の防止

等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはなりません。

(2) 実地調査等

① 国は、上記(1)の履行状況を把握し、条件違反を未然に防止するため、必要があると認めるときには、実地調査を実施し、又は報告若しくは資料の提出を求めることがあります。

② 落札者は、正当な理由なく上記①に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはなりません。

(3) 違約金

落札者は、上記の(1)及び(2)の条件に違反した場合は、国の定める金額を違約金として国に支払わなければなりません。

9 契約不履行

落札者が落札決定日の翌日から10日以内に契約を締結しないときは、7の入札保証金は国庫に帰属することとなります。

10 契約書作成の要否及び代金の支払方法

本件売買については、契約書の作成を必要とします。

また、売買代金は、契約締結と同時に入札保証金との差額を銀行振出小切手により納付するか、契約締結時に売買代金の100分の10以上に相当する金額の契約保証金（入札保証金を契約保証金に充当する場合は入札保証金と契約保証金との差額）を銀行振出小切手により納付した上で、分任歳入徴収官九州農政局長崎農政事務所長の発行する納入告知書により、売買代金と契約保証金との差額を納入告知書記載の期日（契約締結日から20日以内）までに納付してください。

なお、契約締結日から20日以内に売買代金の残額を納付しない場合は、契約は無効となり契約保証金は国庫へ帰属することとなります。

11 現地説明会の日時及び場所

(1) 日 時 平成20年6月12日（木）14時00分から

(2) 説明場所 売払物件の所在地

(3) 集合時刻 平成20年6月12日(木) 13時30分から14時00分

(4) 集合場所 売払物件の所在地

12 連絡・照会先

(1) 所在地 長崎県長崎市岩川町16番16号 長崎地方合同庁舎

(2) 担当 九州農政局長崎農政事務所総務課(国財担当)

(3) 電話 (代表) 095-845-7121(内線) 317

13 その他

- (1) 現地説明に不参加の者が入札に参加した場合は、現地説明における各種説明事項については全て承知しているものとみなします。
- (2) 入札の結果、落札者がいない場合は、入札参加者等を対象として随意契約の手続きを行うことがあります。
- (3) 契約を締結した場合、必要なときは、契約の概要(物件所在地、面積、契約年月日、契約金額、個人・法人(業種)の別等)を、契約者の同意を得た上で公表する場合があります。

以上公示します。

平成20年5月20日

食料安定供給特別会計分任契約担当官
九州農政局長崎農政事務所長 樋口 明彦

